

資料紹介

豊後佐伯藩関係資料

河野松男氏収集文書類 (二)

資料収集 河野松男

(会員)

編集・解説 佐藤巧

(会員)

今回は、毛利氏・野下氏書翰と五所社神幸絵図、佐伯領内絵図、高松浦庄屋文書計十一点を紹介する。

(一) 毛利高慶の御意覚書

(二) 毛利高標の書翰

(三) 野下仙左衛門覚書

(四) 津田流砲術口伝六冊之書

(五) 五所社御神幸祭絵図部分 二点

(六) 佐伯御領内絵図

- ・鶴見・米水津・蒲江
- ・下直見方面
- ・佐伯城下を中心に
- ・蒲江・日向境

(七) 高松浦庄屋文書

(二) 毛利高慶の御意覚書



覚

或時

御前之右膳丹下織部

被 召出御相伴被

仰付 其節の

御意ニ御若キ時分者

弓馬者不及申御鑑

御剣術御砲など強キ

御稽古被遊候得共御年

被為寄其上此間者

御所勞ニ被遊御座候。

御やまひニハ御勝難被遊

などと御物語被遊候。

其節右膳申上候者

十六七年己前其身ニ

甲冑ヲ帶シ 御剣術

御相手仕候様被仰付候其砌ハ

一入御はげしき御稽古

申上候得ハ其甲者未  
 有之哉と御尋被遊候付  
 丹下織部吟味仕候處  
 御稽古場ニいまだ御座候旨  
 申上候處早速  
 御覽被遊 成程此甲二而  
 候之由  
 御意被遊候。其後又  
 御意ニケ様成ルもの者  
 後年ニ至  
 御子様方之御稽古  
 之御励、又ハ御家中之  
 もの共茂存居申候ハバ  
 能と

にて御座候。御刃引二而  
 甲之上今二刀御打付被遊候。  
 御手之内敷敷即座ニ  
 絶入仕候程ニ御座候段  
 申上候得ハ其甲者未  
 有之哉と御尋被遊候付  
 丹下織部吟味仕候處  
 御稽古場ニいまだ御座候旨  
 申上候處早速  
 御覽被遊 成程此甲二而  
 候之由  
 御意被遊候。其後又  
 御意ニケ様成ルもの者  
 後年ニ至  
 御子様方之御稽古  
 之御励、又ハ御家中之  
 もの共茂存居申候ハバ  
 能と

御意被遊候ニ付 此度  
 相改箱申付  
 御意之趣書付 相添  
 御武具奉行共之預置候  
 龐末ニ不成様致置  
 可申候 為其一通相添  
 置申候 以上  
 元文五年申年  
 七月 戸倉織部 (印)  
 長谷川丹下 (印)  
 御武具奉行  
 関繁右衛門殿  
 山元久米右衛門殿  
 追而御役替り候節者  
 入念相改引渡可有之候  
 以上

御意被遊候ニ付 此度  
 相改箱申付  
 御意之趣書付 相添  
 御武具奉行共之預置候  
 龐末ニ不成様致置  
 可申候 為其一通相添  
 置申候 以上  
 元文五年申年  
 七月 戸倉織部 (印)  
 長谷川丹下 (印)  
 御武具奉行  
 関繁右衛門殿  
 山元久米右衛門殿  
 追而御役替り候節者  
 入念相改引渡可有之候  
 以上

あるとき、御前へ右膳、丹下、織部が召し出され、御相伴  
仰せ付けられ、その節の御意に、御若き時分は弓馬は申す  
に及ばず御鑓・御劍術・御砲など強き御稽古遊ばされ候  
えども、御年寄せなられ、その上この間は御所旁に御座遊  
ばされ候。御やまいには御勝ち難く遊ばされなどと御物  
語遊ばされ候。

その節、右膳申し上げ候は、十六、七年己前其身に甲冑  
を帯し御劍術御相手仕り候様、仰せ付けられ候その砌は  
一入はげしき御稽古にて御座候。御刃引にて甲の上より  
二刀、御打ち付け遊ばされ候。御手の内厳しく即座に絶え  
入り仕り候程に御座候段、申し上げ候えは、「その甲は未  
だこれ有りや。」と御尋ね遊ばされ候に付き、丹下、織部  
吟味仕り候処、御稽古場に「まだ御座候旨申し上げ候と  
ころ、早速、御覧遊ばされ「成程この甲にて候」の由、御  
意遊ばされ候。その後又御意にケ様なるものは後年に至  
り、御子様方の御稽古の御励み、又は御家中のもの共も存  
じ居り申し候はば、能と御意遊ばされ候に付き、この度、  
相改め箱申し付け、御意の趣書き付け相添え御武具奉行  
共へ預け置き候。籠末に成らざるよう致し置き申すべく  
候。そのため一通相添え置き申し候。以上

元文五年(二七四〇)七月 戸倉 織部

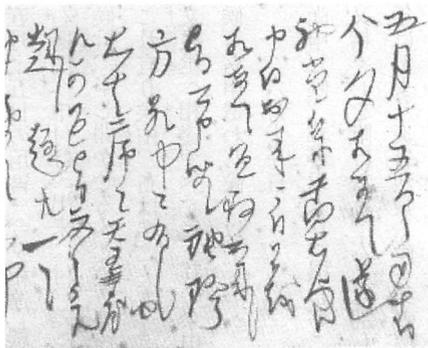
武具奉行

関 繁右衛門殿

山元久米右衛門殿

追つて御役替り候節は入念に相改め引き渡し  
これ有るべく候。以上

(三) 毛利高標の書翰



五月十五日之用書

今夕相達候。遂

初堂集 節右衛門

申付出来二付、差越

相達候。宜敷出来候

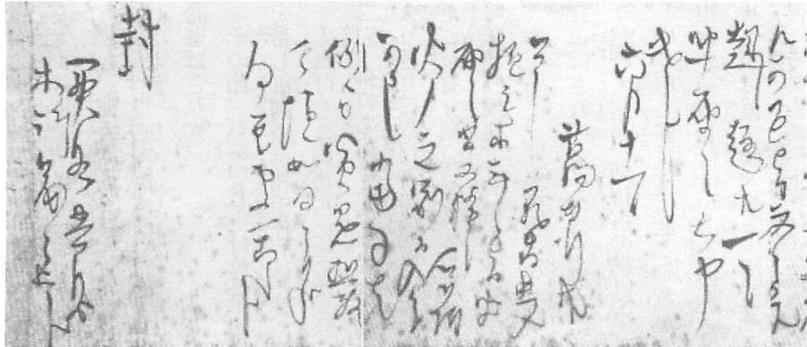
旨、可申聞候。袖珍

方 藏中二有之候由、

右者 序二天王寺屋

え可返旨、文之丞へ

可相達候。其余申



越候趣共 一々  
聞届候。右申  
遣候。

己上

六月十一日

書物奉行共え

尚申候 蔵書虫入

損シ等無之旨、聞

届候 尚又精々

心被附

火ノ元 別而入念

可申候。当年者

例々 炎暑烈敷候

其境如何候哉。

自重專一存候。

己上

封

関矢典左衛門殿

木許茂兵衛 己上

五月十五日の用書、今夕相達し候。遂初堂集(ついでしよどう)（本の名節  
右衛門へ申付け、出来に付、差越し相達し候。宜しく出来  
候旨、申し聞かせるべく候。袖珍(しゆちん)（小型本）の方、蔵中に  
これ有り候由、右は序に天王寺屋（書店）へ返すべき旨、  
文之丞(ぶんのおしやう)へ相達すべく候。其の余申越し候趣共、一々聞届け  
候。右申遣わし候。以上

六月十一日

書物奉行共へ

尚申し候。蔵書虫入り、損じ等これなき旨、聞届け候。尚  
又精々心を附けられ、火ノ元別して入念に申すべく候。当  
年は例より炎暑烈敷く候。其の境いかが候哉。自重專一と  
存じ候。

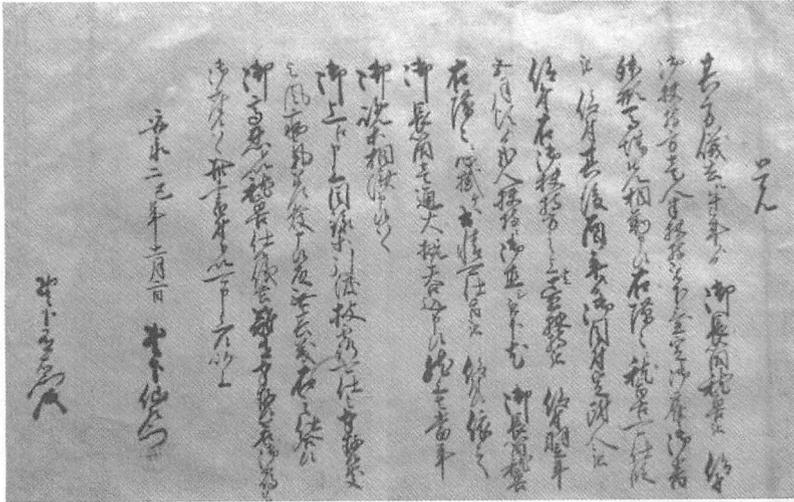
封

関矢典左衛門殿

木許茂兵衛へ

(※佐伯市史記)

(四) 野下仙左衛門覚書



覚え

其のほうぎ、去る午年より、御長筒稽古仰せ付けられ、御扶持  
 方壹人扶持奉り下し置かれ、定御雇い御番、舛形・馬場先  
 相勤め申し候。右隙々に稽古仕るべき段、仰せ付けられ、  
 其後四年より御目付・定附人仰せ付けられ、右御扶持方  
 の上、定置扶持仰せ付けられ、翌年五月頃より式人扶持に  
 御直し下され、尤も御長筒稽古、右隙々に心掛け出精仕る  
 旨、仰付られ候。依之御長筒迄通り大概呑み込み申し候。  
 然る上は当年御観等相済み申し候はば、御上へ申し上げ、  
 目録等引き渡し披露仕るべしと存じ奉り候處。  
 与風病氣差発申し候故、その義なく右の仕合い候。  
 御高恩を以て稽古仕り候儀は、有難く存じ奉り候。若御尋  
 ねも  
 御座候はば、此の書付を以て申し上げべく候。以上

安永二巳年(一七七三)十一月二日

野下仙左衛門(印)

野下有右衛門殿

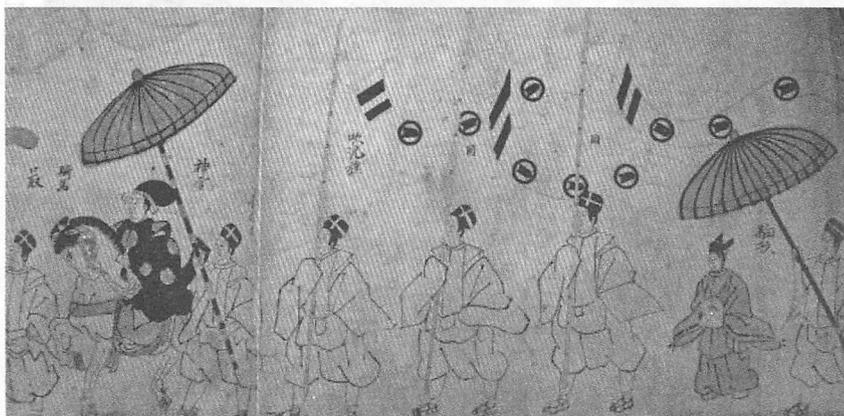
(五) 津田流砲術口伝六冊之書



(六) 五所社御神幸祭絵図

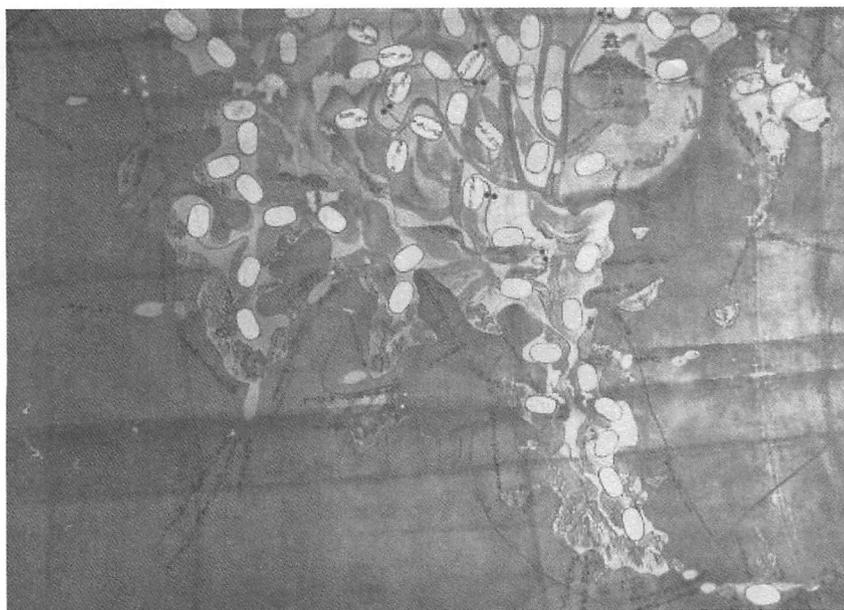


五所社御神幸祭絵図部分 (衛士)

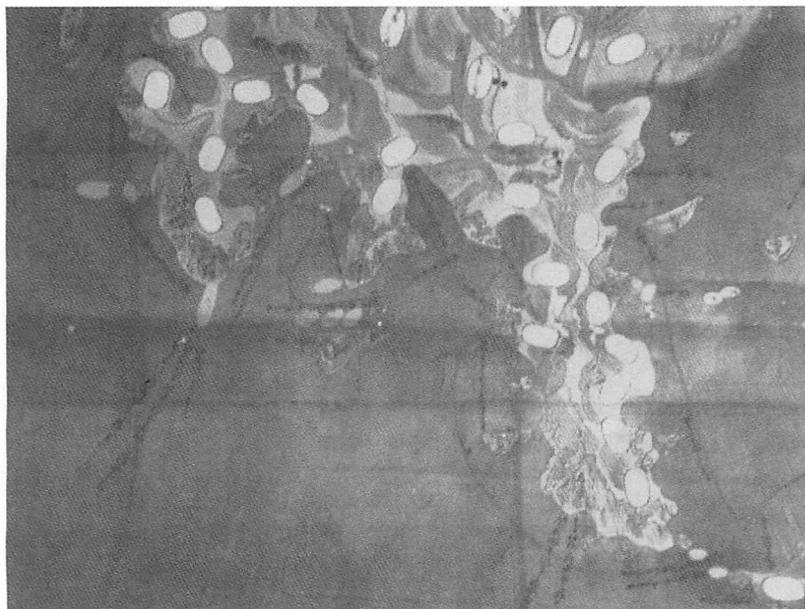


五所社御神幸絵図部分（神主・吹汎旗・駒形）

(七) 佐伯御領内絵図



領内絵図・鶴見・米水津・蒲江

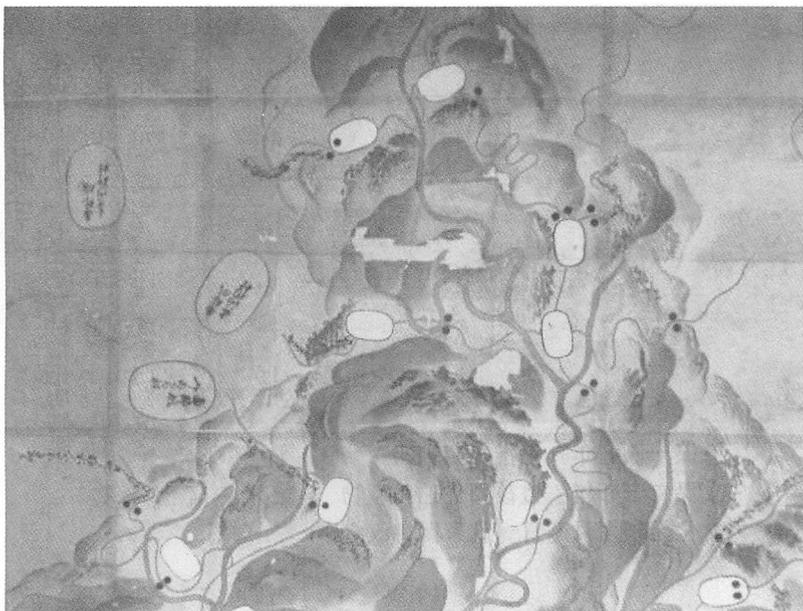


領内絵図(中)

領内絵図・佐伯城下を中心に



領内絵図・下直見方面



領内絵図・蒲江・日向境





- ・享保十八丑年 村指出明細帳
- ・享保二十卯年 豊後國佐伯領産物
- ・文化元年六月八日 就家門御改之事

(八) 高松浦庄屋文書

享保十八年(一七三三) 村指出明細帳  
 享保二十年(一七三五) 豊後國佐伯領産物  
 文化元年(一八〇四) 就家門御改之事



天保十年(一八三九) 御改格書仰出候條々